趣旨

(第一条関係)

この法律は、 令和六年度介護報酬改定による訪問介護に係る介護報酬の基準の基本となる部分 (三の1)

及び五において「訪問介護報酬基準の基本部分」という。)の引下げが訪問介護事業者の事業及び介護従

事者 の処遇に深刻な影響を及ぼしていることにより、訪問介護事業者による訪問介護の提供に支障が生じ、

状に鑑み、 訪問介護事業者に対する緊急の支援に関し必要な事項を定めるものとすること。 ひいては訪問介護を受けようとする者及びその家族の職業生活と家庭生活との両立が困難となっている現

二定義

1

(第二条関係)

この法律において「令和六年度介護報酬改定」 とは、 厚生労働大臣が令和六年三月十五日に告示して

定めた介護報酬の基準の改正をいうこと。

2 この法律において「訪問介護」とは、介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護のうち、同法の保

険給付に係るサービスとして行われるものをいうこと。

3 この法律において「訪問介護事業者」とは、 訪問介護の事業を行う者をいうこと。

\_

 $\equiv$ 訪問介護事業支援金の支給のための財政上の措置等

(第三条関係)

1 政府は、 令和六年度介護報酬改定による訪問介護報酬基準の基本部分の引下げが訪問介護事業者の

業及び介護従事者の処遇に深刻な影響を及ぼしていることにより、 訪問介護事業者による訪問介護 の提

供に支障が生じていることに鑑み、五の1による訪問介護に係る介護報酬の基準の改正が行われるまで

の 間、 訪問介護事業者が訪問介護を需要に応じて安定的に提供できる体制を確保する観点から訪問介護

事業者に支給される補助金(以下「訪問介護事業支援金」という。)を支給するものとすること。

2 政府は、 訪問介護事業支援金ができる限り速やかに支給されるよう、必要な財政上の措置その他の措

置を講ずるものとすること。

兀 譲渡等の禁止

(第四条関係)

1 訪問介護事業支援金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、 譲り渡し、 担保に供

又は差し押さえることができないこと。

2 訪問介護に係る介護報酬の基準の改正等 訪問介護事業支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができないこと。

五.

(第五条関係)

1 政府は、 令和六年度介護報酬改定による訪問介護報酬基準の基本部分の引下げが訪問介護事業者の事

業及び介護従事者 の処遇に及ぼす影響並びに訪問介護事業支援金の支給の効果の検証を踏まえ、 令和

年度介護報酬改定の施行の日から起算して三年を経過する日までのできる限り早い時期に、 訪問 介護に

係る介護報酬の基準の改正その他所要の措置を講ずるものとすること。

2 政府は、 1により行う訪問介護に係る介護報酬の基準の改正において、 訪問介護報酬基準の基本部分

を定めるに当たっては、 訪問介護事業者の事業規模ごとの収支の状況及び地域の実情を踏まえ、 訪問介

護事業者が訪問介護を需要に応じて安定的に提供できるよう配慮しなければならないこと。

六 施行期日

(附則関係)

この法律は、公布の日から施行すること。